

I はじめに

1. 総合計画とは

総合計画とは、飯豊町が目指す将来の町の姿を定め、それを実現するための指針や方策を示した町の最上位計画です。総合計画は、まちづくりを進める上で根幹をなすものであり、町政運営にあたってはすべての施策の基本となる計画です。

なお、本町の総合計画には、町内9地区において住民主体で策定する「地区別計画」を盛り込んでいます。

2. 社会変化の近未来予測と対応

今後10年で、本町を取り巻く環境は大きく変化することが予測されます。そうした中で、特に重要だと考えられる4点についての近未来予測と総合計画としてのそれらへの対応の方向は、以下のとおりです。

(1) 人口減少への対応

全国的な人口減少の時代に突入し、地方での減少が顕著に進んでいます。この流れは当面続くことが予想されます。「飯豊町人口ビジョン（平成27年10月）」では、合計特殊出生率の上昇と転入の促進及び転出の抑制によって、国立社会保障・人口問題研究所が推計した令和42（2060）年の人口3,343人に対し、5,000人程度を維持することを目指しています。また、人口構造も若返りによって、同年の高齢化率を29.5%程度に抑えることを目指しており、町民の定住、健康維持、移住者の増加策を積極的に進めることとしています。しかし、人口減少は鈍化するものの、減少自体は避けられない状況と推測し、関係人口と言われる町民ではない方が、町の抱える諸課題に関与し、まちづくりに参画する人を増やしていくことが大変重要になります。

一方、人口減少に伴う行政サービスの縮小が避けられないことから、まちづくりの進め方を改めることも考えていかなければなりません。人口が減っても、これまでと同様に安心安全で豊かに暮らしていくための住民と行政の協働、住民間、各種団体同士での協働が不可欠になります。

(2) 新しい日常への対応

近年、情報通信技術が急速に進化している中で、農山村地域においても都市と同様の情報通信が可能となり、仕事と生活の共存した場としての魅力が再認識されています。ヒト・モノ・コトのあらゆる情報をインターネットなどのICT（情報通信技術）でつなぐデジタル化と、人工知能を活用することで、便利で快適な社会を実現し、暮らし方や働き方の変化を促す取り組みが進められてきました。就業場所を選ばない仕事の実現されると、都市部の人口集中と地方の過疎が是正されると考えられ、転入の促進及び転出の抑制は、予測よりも早期に好転する可能性があります。さらに、これらの技術は、行政サービスや医療、福祉、教育、農林業、運輸等、様々な分野での利便性を高め、過疎地の課題を改善する可能性があります。

こうしたチャンスがある一方で、デジタル化が進んでいくとICTを使いこなせる人とそうでない人の間に大きな格差が生じます。そのため、これらの技術を使いこなすための教育が必要であり、使える人が使えない人を地域の中でサポートしながら皆がデジタル化の恩恵を享受できる社会づくりが必要になってきます。

(3) 気候危機への対応

これまでの気候変動対策は、温室効果ガスを削減して地球温暖化の進行を遅らせるための取り組みが中心でした。しかし、世界中で頻発する気象災害に見られるように、既に温暖化が進んだと考えられており、さらに急激な変化が予測されることから、気候危機とも言われています。こうした状況変化の中で、温室効果ガスの削減を進めると同時に、災害が起こりうることを想定した事業の推進や従来とは異なる災害対応力の強化が求められています。特に、集中豪雨による置賜白川流域での洪水に対する防災対応を関係機関と協力して進めていきます。

また、気温上昇により、町での生活、生産活動は変化への対応を余儀なくされる可能性があります。農業では、気温上昇に伴う適正作物を選定し、対応していくことが求められ、森林管理も集中豪雨等による森林崩壊への対応と適切な管理により経済を強化していくことが必要となります。

これらの気候危機に関しては、町だけでの対応には限界があることから、関係機関と連携し、より適切な対応策を取るための体制づくりも不可欠になります。



(4) 感染症による田園回帰への対応

世界的に新型コロナウイルス感染症による感染者が拡大し、100年前のスペイン風邪を上回るパンデミック（感染症等の世界的大流行）が起きています。今後も未知なるウイルスでのパンデミックが起こる可能性は否定できず、今までの都市型の密な生活から、人と人とが密にならない疎な環境での暮らしや仕事を望む声が増えてきています。これらを実現するため、情報通信技術等を活用し農山村地域での魅力的な仕事や安心した生活を送ることができる環境づくりが求められています。



3. 計画の枠組み

「第5次飯豊町総合計画」は、基本構想、基本計画及び地区別計画で構成されており、それぞれの役割は次のとおりです。

なお、基本構想、基本計画の作成にあたっては、現在ある多くの課題をしっかりと見据えた上で、それらの課題を乗り越えたあるべき姿、期待できる未来の目標を描き、その目標を実現するために、現在を見直し、今から未来に向けて何をしていくべきかを考えるバックキャストिंगの手法を取り入れています。

「第5次飯豊町総合計画」においては、10年後の町の将来像を明確に意識し、それを実現するために、住民と行政が協働して何をしていくべきかを記しています。

(1) 基本構想

基本構想では、今後のまちづくりを進めるにあたっての考え方（基本理念）、その考え方に基づき行政と住民、事業者等が一丸となって実現を目指す町の姿（将来像）、これを実現するための施策大綱、計画推進の手法を明示します。

(2) 基本計画

基本計画は、施策大綱の5つの柱で構成し、個別28テーマの具体的な取り組み方策を記します。

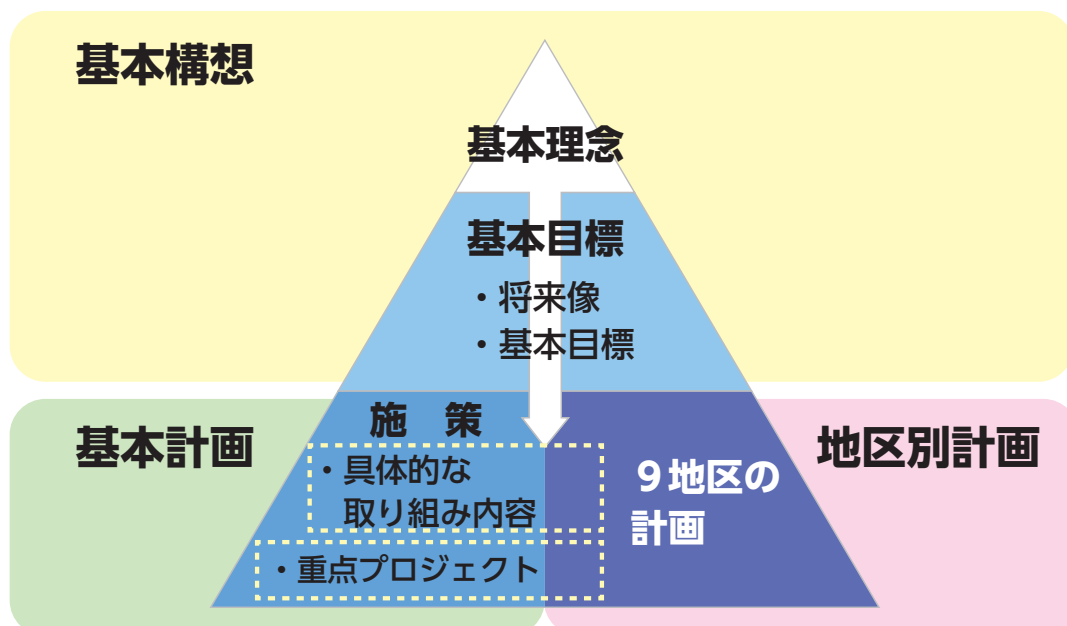
また、ここでは、計画期間の10年間で特に注力が求められる施策や、テーマ横断型の複数施策にまたがる緊急性のある取り組みを重点プロジェクトとして位置付け、部局を横断した施策の実現に努めます。

(3) 地区別計画

地区別計画では、町内9地区それぞれが住民目線で描いたビジョンと、実現に向けて住民と行政が連携し、役割分担しながら進めていく方策を定めています。

さらに、地区ごとの土地利用方針についても明記しています。

〈総合計画の構成イメージ〉



4. 計画の期間

計画の期間は、2021年度（令和3年度）を始期とし2030年度（令和12年度）を目標年次とする10年間とします。

これは、SDGs（持続可能な開発目標）の目標年次と重なっており、全世界と共に持続可能な社会づくりを目指します。

なお、社会情勢が大きく変化した場合は、必要に応じ計画内容の見直しを行います。

5. 計画の推進体制

(1) 基本構想・基本計画の進捗管理

基本構想・基本計画の進捗管理にあたっては、三段階の評価体制を設けます。毎年、施策の成果及び達成度を明らかにするため、事業を担当する各課で「自己検証」を行い、その後、各課の代表者で構成する庁内調整委員会において「内部検証」を行い、最後に振興審議会において「外部検証」を行います。なお、検証結果は、町民に公表するものとします。また、必要に応じて町民アンケートや意見聴取等を行うとともに、計画や目標の見直しを行い、柔軟かつ着実な進捗管理を行います。

(2) 重点プロジェクトの進め方

庁内調整委員会を中心として、関係各課を横断したプロジェクトメンバーで構成する重点プロジェクト推進ワーキンググループ（仮称）を設立し、部局を横断した取り組みを推進します。基本構想、基本計画の進捗管理と合わせて、毎年度、自己検証・内部検証・外部検証を実施し、町が取り組むべき施策の展開について、機動的かつスピード感を持って推進していきます。また、町民がプロジェクトに直接関与する方法も検討して進めます。

(3) 地区別計画の進め方

地区別計画の推進主体及び進捗管理は、住民自治組織である地区協議会等が行います。なお、計画の推進にあたっては、各地区まちづくりセンターとの連携による協働のまちづくりを深化させます。なお、地区別計画に掲げた事業の成果及び達成度を明らかにするため、中間年（2025年）に各地区の計画推進委員会（仮称）において検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、地区別計画の進捗状況について、全地区合同の情報交換会を定期的 to 実施します。